

平成27年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成27年2月20日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 小 高 良 則
11番 川 上 雄 次
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 山 口 孝 弘
22番 湯 淺 祐 徳

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成27年2月20日(金)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議案の上程
 - 発議案第1号
 - 提案理由の説明
 - 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程

諮問第 1 号

議案第 1 号から議案第 3 1 号

提案理由の説明

諮問第 1 号、採決

日程第 5 休会の件

○議長（湯浅祐徳君）

本日、平成27年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会する運びとなりました。

この定例会は、諮問1件、議案31件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成27年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月12日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告が2件、議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、小菅耕二議員、服部雅恵議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件につきましては、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○鯨井眞佐子君

平成27年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月12日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、発議案1件、諮問1件、議案31件であります。

次に、一般質問の通告が、代表5人、個人11人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月23日までの32日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から3月23日まで

の32日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。

会期は32日間に決定しました。

日程第3、発議案の上程を行います。

発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

発議案第1号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年2月20日提出。

八街市議会議長、湯浅祐徳様。

提出者、八街市議会議員、私、鯨井眞佐子、賛成者、八街市議会議員、小高良則議員、同じく、右山正美議員、同じく、新宅雅子議員、同じく、林政男議員、同じく、古場正春議員、同じく、中田眞司議員、同じく、林修三議員、同じく、石井孝昭議員。

八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例、(趣旨)第1条、この条例は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、市議会議員の政務活動費を減ずる措置を講ずるため、八街市政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第2号。次条において政務活動費条例という)の特例を定めるものとする。

(政務活動費の特例)第2条、政務活動費条例第2条第2項に規定する市議会議員の政務活動費の額は、同項の規定にかかわらず月額2万円とする。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

それでは、若干の補足説明をさせていただきます。

今回の政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定につきましては、昨年12月18日の議会運営委員会におきまして、執行部より平成27年度予算編成が大変厳しい状況であり、常任委員会及び議会運営委員会の行政視察の先送り、また、政務活動費の月額5千円の削減依頼がありました。

この件につきましては、議会として重要な問題であるため、定例会最終日の12月25日本会議終了後に全員協議会を開催し、再度執行部より財政状況等の説明を受けた後、協議を行いました。協議の結果、本市の厳しい財政状況に対処する必要に鑑み、行政視察の平成28年度への先送り、また、政務活動費についても、平成27年度においては20パーセント、月額5千円を削減することと決定しましたので、今回条例として提出するものです。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(湯浅祐徳君)

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

これから討論を行います。発議案第1号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

これから採決を行います。発議案第1号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第31号を一括議題とします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案第31号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成27年3月、第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたくお礼申し上げます。本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、議案として、条例の制定、改正及び廃止17件、平成26年度各会計補正予算、平成27年度各会計予算、一部事務組合の規約改正及び財産処分に関する協議の合計31議案でございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、平成27年度の市政運営方針につきましてご説明させていただきます。私は昨年11月に執行されました八街市長選挙におきまして、引き続き市政を担わせていただくことになりました。私は市長就任以来、

市民の声にしっかりと耳を傾け、市民の目線を第一に、何より市民と市民の代表である議員の皆様のご意見を大切にして市政運営にあたってまいりました。そして、喫緊の課題への対策や公約実現に向けた取り組みを進め、中でも平成26年度をもって市内小中学校校舎の耐震改修が終了したことや、本市の長年の悲願でもありました榎戸駅整備事業が、関係各位のご協力によりまして緒につけることができたことなど、街づくりや市民福祉の向上にまい進してきたところでございます。いまだ目指すべき街づくりの課題は山積しておりますが、今後も諸課題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

そこで、平成27年度の新年度予算を市議会に上程するにあたり、私の今後の市政運営に臨む基本的姿勢を申し上げます。

まず、国内の社会経済情勢に目を向けますと、安倍内閣は景気回復、デフレ脱却を最優先課題として、これまで「三本の矢」からなる経済政策、いわゆるアベノミクスを一体的に推進してきました。また、雇用者の賃金引き上げ、企業における設備投資を促進するための税制面での措置など、これまでになく大胆な政策をとってまいりました。こうした取り組みもあり、雇用環境の改善、企業における設備投資の回復など、企業等における経営環境は改善傾向が続くとともに、その影響により景気は緩やかな回復基調が続いており、一定の成果があらわれています。

千葉県内に目を向けますと、関東財務局千葉財務事務所における平成27年1月の千葉県内経済情勢では、個人消費や生産活動の一部に弱さが残るものの、全体として持ち直しの動きが続いているとの総括判断が出されており、千葉労働局が発表した昨年12月の県内有効求人倍率や失業率についても改善が見られ、緩やかな改善傾向にあるとの判断がされています。他方、個人消費等では昨年の消費税増税以降、GDPのマイナス成長が続き、また、都心部と地方、大企業と中小企業では景気回復のばらつきが見られ、とりわけ地方では、アベノミクスによる景気回復が十分実感ができていないのが現状でございます。

八街市におきましても、歳入面において、個人市民税等の伸び悩みや地価の下落に伴う固定資産税の減少など、本市の収入の太宗をなす市税において、いまだ厳しい状況が続いています。現在、平成17年度に策定しました「八街市総合計画2005」の見直し作業を進めているところであり、今後10年間の街づくりのビジョンを示した基本構想については、今議会に提案させていただく予定でございます。本市の明るい未来のためには、街に愛着や魅力を感じていただける取り組みが重要でございます。財政的な制約はあるものの、総合計画の見直しにあたっては、将来への布石を打つ施策、未来への投資となる施策に取り組むことにより、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、八街市を活性化させ発展させていくためには、人やものの流れを呼び込む道路交通網の体系的な整備が大変重要なものであると考えております。周辺とのアクセスを充実させることが、長期的には住みよい環境づくりや人口減少対策にもつながっていくものと考えております。八街市周辺には高速道路のインターチェンジが多数存在しており、将来的にはこ

のような八街市の恵まれた立地条件を活かした交通アクセスの整備が将来の八街市の街づくりの基礎となるものとの考えから、酒々井インターチェンジのアクセス道路計画や佐倉第3工業団地へのバイパス事業計画を進めてまいりたいと考えております。南部地域におきましても、山田インターチェンジへ接続するための交通網の整備として、国道126号の沖入口交差点の改良事業を進めてまいります。もちろんアクセス道路等の計画は八街市独自で進められるわけではございませんし、直ちに着手できるものとは考えてはございません。実現するまでには相当の時間を要するものと思っておりますが、関係する佐倉市や酒々井町との連携を図り、千葉県や国に要望しながら進めてまいりたいと考えております。既に蕨佐倉市長、小坂酒々井町長にはこれらの構想を説明しており、両首長からも整備計画のための協力は惜しまない旨、内諾を得ており、今後は事務レベルで計画を詰めてまいる予定でございます。

また、国では人口減少と地域経済縮小の克服を目的として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、あわせて地方公共団体にも地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めています。

本市では、国の平成26年度補正予算案に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、地域の消費喚起を目的としたプレミアム付き商品券の発行を検討しており、現在、商工会議所等とも連携を図り、プレミアム付き商品券の発行の準備を進めております。平成27年度につきましては、地方版総合戦略を策定する予定でありますので、この中で若い世代の子育てや安全安心な暮らしなど、本市の活性化につながる施策を検討してまいりたいと考えております。

さて、本市では長引く景気低迷の中にあっても、事務事業の効率的な執行とめり張りのある行財政運営を行う中で、財政調整基金等を有効に活用しながら、市民福祉等の向上のためにさまざまな施策を実施してまいりました。しかしながら、基金が年々減少していく中、従来の基金に依存した財政運営は既に限界にあり、今後の予算編成にあたっては、基金に依存しない予算編成をすることが求められています。特別な事情のある場合をのぞき、その年の支出に係る財源はその年の収入において賄うという収支均衡の原則に立ち、今後は基金に依存した従来の予算編成を転換した収支バランスのとれた財政体質に転換していく必要がございます。現状における本市の財政状況は大変厳しい状況にあり、将来にわたって健全財政を堅持しつつ安定した市政運営を図っていくためには、これまで以上に思い切った行財政改革を推進していくことが必要不可欠でございます。

このことから、平成27年度の予算編成につきましては、市民サービスの維持向上に留意しつつ、将来にわたる財政運営を見据えて、徹底した経費の削減に努めるとともに、職員の人件費についても削減することといたしました。また、全事業を例外なく総点検し、必要性や有効性を厳しく検証するとともに、無駄を排除しつつ施策の厳選化に務め、全庁一丸となって真に市民サービスの向上に資する経費への重点化を念頭にいれ予算を編成いたしました。このような予算編成のもと、予算協議を重ねてまいりました結果、平成27年度における一般会計の当初予算は193億9千500万円となり、前年度と比較して18億4千300万

円、8.7パーセントの減となっております。なお、平成27年度予算の詳細につきましては、予算審議の際にご説明申し上げますのでご了承願います。

それでは、平成27年度の主要事業の概要につきまして、基本構想の8つの街づくりの分野に沿って申し上げます。

まず初めに、便利で快適な街のための主な施策についてでございます。先ほど触れましたとおり、将来の街づくりには道路体系の整備が非常に重要なものと認識しており、そのためには国・県道の整備計画にあわせ、市内幹線道路の改良やその他の市道についても計画的な整備を進め交通ネットワークを形成していくことが重要でございます。今年度においても市内各所において緊急性等を勘案しながら、優先順位を見極めて道路改良工事や舗装修繕工事等を実施し、渋滞の緩和や歩行者の安全対策等に努めてまいります。

ふれあいバスの運行事業につきましては、市民の皆様の足として定着しており、平成27年度につきましても引き続き実施してまいります。なお、より効果的な運行につきましては、今後におきましても地域公共交通協議会において検討していただくようお願いしてまいります。

JR榎戸駅整備事業につきましては、平成27年度当初予算において一部予算計上してございますが、平成27年度からの本格的な事業実施に向けて、現在、JRと事業費等の協議を継続しているところでございます。事業費に一定のめどがついた段階で、補正予算として議会に上程したいと考えておりますのでご了承願います。

次に、安全で安心な街のための主な施策についてでございます。

交通安全のための施設として、本市では計画的にカーブミラー等の交通安全施設の整備を行っております。今年度においても、見通しが悪く危険性が高い交差点など、順次整備してまいります。

防犯、防災対策につきましては、安全で安心な街づくりを推進するため、LED灯をはじめとした防犯灯の整備や防犯パトロール等につきましても、引き続き実施してまいります。また、自主防災組織につきましては、できるだけ多くの地区において組織を立ち上げていただくため、要望のあった地区には自主防災組織の役割や自助・共助の必要性など、直接地域に出向いて説明会を実施するなどにより、今後も各地域の自主防災組織の増加に向け努力してまいります。災害時に備えるための防災備蓄倉庫の設置や備蓄用資器材の整備を進めてまいるとともに、先に実施しました本市初の市民参加型防災訓練につきましても、今後も継続的に実施し、市民の皆様の防災意識を高め、いざというときに慌てず落ちついて行動し、身の安全を守れるよう啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。また、非常備消防につきましても、耐震性貯水槽の設置や第5分団の水槽付き小型ポンプ積載車の更新などを進めていく予定でございます。

次に、健康と思いやりにあふれる街のための主な施策についてでございます。福祉サービスの提供、自立支援医療費の給付、失われた身体機能を補完する補装具費用の支給等を行う障害者自立支援給付事業や、次世代社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体

で応援するための児童手当支給事業など、必要な経費については引き続き予算計上し実施してまいります。新規事業としては、子育て中の労働者や主婦等を会員として、預かり援助など相互の援助活動を推進するためのファミリーサポートセンター事業や、本年4月に開設する明德やちまたこども園の運営を支援するこども園運営委託事業費、就労その他の自立に関する相談、離職により住宅を失った生活困窮者等に家賃相当を有期で給付するなどの支援をする生活困窮者自立支援事業費などを計上いたしました。また、私立八街かいたく保育園の定員増に伴う運営委託料を予算計上したほか、児童クラブの充実を図るため、川上小学校内に第二川上児童クラブを新設して、児童の健全育成と保護者が安心して働ける環境づくりを進めるための予算を計上したところでございます。

次に、豊かな自然と共生する街のための主な施策についてでございます。ごみの減量化や資源の有効利用の推進と市民のリサイクル意識の向上を図るためのリサイクル推進費や、安心して暮らせる居住環境の確保と市内産業の活性化を図るための住宅リフォーム補助事業、中央公園、けやきの森公園をはじめとした市内各公園につきましても、市民の皆様の憩いの場として適正な管理を図るため、引き続き予算計上し、市民の皆様の期待に応えてまいります。

太陽光発電システムなど地域における再生可能エネルギーの普及を進め、環境負荷の低減による循環型社会の構築を目指すとともに、公共下水道の普及や小型合併処理浄化槽の普及による公共用水域の水質汚濁防止や不法投棄の防止に向けた環境づくりなど、環境保全施策を引き続き推し進めてまいります。

次に、心の豊かさを感じる街のための主な施策についてでございます。本市では、豊かな心を持ち、夢を抱き、たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成をするための施策として、幼小中高連携教育を推進する中で、さまざまな事業を実施してまいりました。今後においても八街市の特色を一層打ち出しながら、子どもたちの健やかな成長を目指すとともに、社会教育に関わる各種事業を引き続き実施してまいります。特別支援学級に在籍している児童・生徒や通常学級に在籍する特別支援を必要とする児童・生徒の活動を充実させるため、教育支援員の配置のほか、教育支援センターでは学校の集団生活に適應できない児童・生徒を指導し、学校復帰や社会生活へ順應できるように支援するため、学校相談員の配置のほか、平成27年度には新規事業として電話相談員を配置することといたしました。

教育施設面では、老朽化した二州小学校、交進小学校、八街東小学校の屋内運動場の耐震化を含めた改修費用として、設計業務及び工事費を計上いたしました。また、朝陽小学校につきましても、平成26年度をもって校舎改築が終了するのに伴い、平成27年度にはグラウンド整備事業を実施してまいります。

次に、活気に満ちあふれる街のための主な施策についてでございます。農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、持続的な農業労働力を確保することは、本市のみならず全国的な課題となっています。本市では、新たに農業を始める方を支援する国の青年就農給付金事業にあわせて、市独自の新規就農者就農支援事業を継続して行うなど、農業の後継者対

策を推進してまいります。また、農業経営が安定した仕事として行えるよう、高品質、安定的な生産を図るために、環境保全型農業に取り組む園芸産地の生産性向上に必要なパイプハウスの施設等に引き続き補助を継続するほか、新規事業として適正な農地環境を整備するため、農地法面の草刈り、農道の砂利補充、水路の泥上げなど、農業を支える共用設備の維持管理に要する費用を助成する多面的機能支払交付金事業を予算計上いたしました。

消費者と生産者の交流の機会や本市産業の活性化を図り、本市農産物等のPRの場として八街ふれあい夏まつりや産業まつりを引き続き開催し、基幹産業である農業のほか、商工業の振興を図ってまいります。

次に、市民とともにつくる街の主な施策についてでございます。地域コミュニティの重要性は改めて申し上げるまでもありませんが、地域コミュニティの現状は、住民の減少や少子高齢化、世帯の少人数化、新旧住民の関係など社会、経済の環境変化の中で人間関係の希薄化等の問題が顕在化し、地域への帰属意識の低下が進んでいます。人が生活する上で、家族に次いで身近な地域での人間関係は必要不可欠のものであり、過去において阪神・淡路大震災、東日本大震災等における災害時の近隣での助け合いは、図らずもこうしたコミュニティの大切さを再確認する役割を果たしました。

地域コミュニティは、各地域における子育て、青少年育成、高齢者の見守り、リサイクル、防犯・防災対策、地域文化の伝承など多くの役割を担っていただいております。本市においても地区コミュニティの活性化が大きな課題でございます。同じ地域に居住する住民相互の情報共有など、より一層、多くの地域住民の連帯感、共助、協働意識の醸成を促すため、地域の住民が集う場として、地区コミュニティの施設整備費や各地区のコミュニティ活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。

最後に、市民サービスの充実した街のための主な施策についてでございます。先にも触れたとおり、現在、本市では八街市総合計画の見直し作業を実施しております。この中では市民の皆様からの要望等を的確に把握し、しっかりとお応えすることのできるものとなるように努めてまいりたいと考えております。また、広報やちまたや市のホームページ等を活用して、市政情報を幅広く周知することにより、市民と行政が正確な情報を共有し、市民の皆様が市政運営に関心を持ち、一層、市政へ参画することにより協働の街づくりが進むよう、情報発信を進めてまいります。

以上、平成27年度の主な施策につきまして説明させていただきました。

今後の市政運営にあたりましては、八街市の現状を十分認識した上で、将来に向けたよりよい街づくりのための施策に重きを置き、限られた財源ではございますが、より効果的な運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。これからも市民本位の行政を信条に、八街市及び八街市民のために全力で取り組んでまいります。市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げまして、平成27年度の施政運営方針といたします。

続きまして、提案いたしました各議案についてご説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。これは、椎名榮子氏の

任期が平成27年9月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、八街市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国民の権利利益の保護の拡充を図ることを目的とする行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、法令違反に対する処分の求め、法令要件に適合しない行政指導の中止の求め等の手続が新設されたことに伴い、本市においても法の趣旨にのっとり同様の手続を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。これは、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長が教育委員長と一本化した新教育長となることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは、児童福祉法の改正に伴い、保育を必要とする事由が法令に定められたため、保育の実施の基準を条例で定める必要がなくなったことから、当該条例を廃止するものでございます。

議案第4号は、八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、児童福祉法の改正に伴い、保育所の設置目的が日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設から、保育を必要とする乳児、幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設に改められたことから所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定についてでございます。これは、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、子どものための特定教育、保育施設の利用者負担の額を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第6号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象として、小学校に就学している概ね10歳未満の児童から小学校に就学している児童を対象児童が拡大されたことによる入所希望児童の増加に対応するため、定員を増やすほか、川上小学校内に新規児童クラブを開設することについて所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定でございます。これは、長寿祝金事業の対象者を満100歳に達する者に限定し、その支給について八街市百歳高齢者に対する祝金支給規則を創設するため、当該条例を廃止するものでございます。

議案第8号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、第6期八街市高齢者福祉計画の策定に伴う保険料の改定並びに低所得者に対する軽

減及び介護予防、日常生活支援総合事業の実施の猶予に関する経過措置等を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が平成27年1月16日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成27年1月16日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成27年1月16日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法等の一部改正に伴い、被保険者の税負担の公平性の維持及び中間所得層の負担の軽減を図ることから、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額を引き上げるための所要の改正をするものでございます。

議案第13号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、都市公園において自動販売機を設置許可するにあたり、入札等の競争性を導入した場合に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号は、平成26年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から6億3千170万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を212億3千498万円とするものでございます。歳入につきましては、分担金及び負担金716万円、寄附金203万8千円を増額し、国庫支出金3億9千254万2千円、県支出金2千236万1千円、繰入金1億4千50万4千円、市債8千340万円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、平成26年度末を控えての事業完了または執行見込みに基づきまして予算の整理を行い、6億3千170万9千円を減額するのが主なものでございます。

議案第15号は、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に517万5千円を増額し、歳入歳出の予算の総額を103億5千407万3千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金517万5千円を増額するものでございます。歳出につきましては、保険給付費517万5千円を増額するものでございます。

議案第16号は、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に199万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億1千811万9千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料470万5千円、繰越金137万9千円を増額し、繰入金408万8千円を減額するものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金61万7千円、諸支出金137万9千円を増額するものでございます。

議案第17号は、平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1千630万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を39億3千543万3千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金806万7千円、支払基金交付金638万9千円、繰入金120万5千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、保険給付費2千203万3千円を増額し、基金積立金572万7千円を減額するものでございます。

議案第18号は、平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から4千686万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億1千619万6千円とするものでございます。歳入につきましては、諸収入1千613万7千円を増額し、繰入金5千324万8千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、下水道事業費3千986万1千円を減額するのが主なものでございます。

議案第19号は、平成26年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的支出につきまして、既定の予算に163万2千円を増額し、総額を11億2千291万8千円とするものでございます。

議案第20号から議案第25号までは、平成27年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては先ほど説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

議案第26号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合が運営する軽費老人ホームを平成27年4月1日から民間事業者へ譲渡することに伴い、組合規約の一部を改正する必要が生じたため、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてでございます。これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することに伴い、当該組合が運営する軽費老人ホームを財産処分することについて、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号は、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成26年度までの時限措置として実施しております特別職等の給与の減額を平成27年度においてもその減額幅を拡大し、継続するため改正するものでございます。

議案第29号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、人事院勧告等が50歳台後半層が多い号給に重点を置いての給料月額引き下げ、管理職員特別勤務手当の支給要件を改めるなど、給与制度の総合的見直しの内容でありましたことから、本市においてもこの勧告等に基づき条例を改正しようとするものでございます。

議案第30号は、八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。これは、本市の厳しい財政状況から、平成27年度において、一般職の職員の給与月額を2パーセント減額及び地域手当の支給停止並びに管理職手当を20パーセント減額等の措置を実施するものでございます。

議案第31号は、八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、子ども・子育て支援法の施行に伴い、公立3園が施設型給付を受ける特定教育、保育施設となり、現在の保育料を世帯の所得に応じた応能負担とし、利用者負担額として別に定めることとなり、時間外における保育の利用料を定める必要があるため改正を行うものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時10分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（石毛 勝君）

それでは、議案第20号、平成27年度八街市一般会計につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に配付してございます平成27年度八街市予算書、5ページをまずお開きいただきたいと思います。ここでは、平成27年度八街市一般会計予算につきまして定めております。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出、それぞれ193億9千500万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を6ページから11ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと18億4千300万円、率にいたしまして8.7パーセントの減となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を12ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を14ページの第3表地

方債によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものでございます。

次に、第5条では、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合に定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な内容につきましてご説明いたします。

6ページ、第1表歳入歳出予算をごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。1款市税の計上額につきましては68億5千898万8千円で、歳入全体の35.4パーセントを占めているものでございます。前年度と比較いたしますと1億11万円、1.4パーセントの減を見込んだところでございます。主な要因といたしましては、固定資産税について、固定資産評価替えに伴います家屋評価額の減少によりまして、1億3千260万1千円の減を見込んだところでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては1億8千10万円で、前年度と比較いたしますと1千290万円、6.7パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては1千380万円で、前年度と比較いたしますと120万円、8.0パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、県が見込みました額をもとに推計をいたしましたが、その結果3千600万円で、前年度と比較いたしますと1千600万円、80.0パーセントの増となっておりますのでございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、県が見込みました額をもとに推計いたしました結果、3千万円で、前年度と比較いたしますと2千500万円、500パーセントの増となっておりますのでございます。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、総務省の地方財政対策の概要を考慮いたしまして推計しました結果9億9千万円で、前年度と比較いたしますと3億1千700万円、47.1パーセントの増となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては1千500万円で、前年度と比較いたしますと100万円、6.3パーセントの減となっております。

続きまして、7ページに移らせていただきます。

8款自動車取得税交付金につきましては、3千500万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

次に、9款地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係ります減収分としての交付額でございまして、前年度と比較いたしますと300万円、9.4パーセント減の2千900万円を見込んだものでございます。

次に、10款地方交付税につきましては36億3千500万円で、歳入全体の18.7パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと3億3千300万円、8.4パーセントの減となっております。地方交付税につきましては、平成26年度の実績と総務省の地

歳入予算の説明については以上でございます。なお、詳細につきましては、49ページから70ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、9ページに移らせていただきます。

歳出予算についてご説明をいたします。

初めに、1款議会費につきましては2億3千909万9千円で、前年度と比較いたしますと169万2千円、0.7パーセントの増となっております。

次に、2款総務費につきましては18億7千206万9千円で、前年度と比較いたしますと1億6千314万3千円、8.0パーセントの減となっております。これにつきましては、市町村職員退職手当負担金などの一般職人件費の減が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては83億4千771万円で、前年度と比較いたしますと1億235万5千円、1.2パーセントの増となっております。これにつきましては、国民健康保険特別会計繰出金や障害者自立支援給付事業費、今年4月に開設いたします明徳やちまたこども園へのこども園運営費補助事業費の増が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては21億4千857万円で、前年度と比較いたしますと9千174万6千円、4.1パーセントの減となっております。

次に、5款農林水産業費につきましては2億2千471万5千円で、前年度と比較いたしますと1千93万2千円、4.6パーセントの減となっております。

次に、6款商工費につきましては1億1千813万7千円で、前年度と比較いたしますと745万5千円、5.9パーセントの減となっております。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費につきましては10億2千63万4千円で、前年度と比較いたしますと3億6千206万5千円、26.2パーセントの減となっております。これにつきましては、大池排水区整備事業一般会計負担金や榎戸駅整備事業の減が主な要因となったものでございます。

次に、8款消防費につきましては12億1千23万4千円で、前年度と比較いたしますと2千471万7千円、2.0パーセントの減となっております。

次に、9款教育費につきましては20億5千100万1千円で、前年度と比較いたしますと10億5千286万1千円、33.9パーセントの減となっております。これにつきましては、朝陽小学校改築事業の減が主な要因でございます。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費といたしまして、前年度と同額の1千円を計上したものでございます。

次に、11款公債費につきましては21億3千778万9千円で、前年度と比較いたしますと2億3千880万8千円、10.0パーセントの減となっております。これにつきましては、平成16年度に借り入れた平成7年、8年度の減税補填債借換債でございます、12億1千280万円、八街駅北側地区土地区画整理事業費で借り入れた地方特定道路整備事業債2億5千820万円、八街駅自由通路整備事業債2億3千690万円などの償還完了が減の主な要因でございまして、この結果、平成27年度発行予定額を加えました地方債の平成

27年度末現在高の見込額につきましては180億9千540万7千円となり、平成26年度末現在高見込額と比較いたしますと、7億8千299万円の減となったものでございます。

次に、12款予備費につきましては2千504万1千円で、前年度と比較いたしますと468万円の増となったものでございます。

歳出予算の説明については以上でございます。

歳出につきましての詳細は73ページから257ページをご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成27年度八街市一般会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○市民部長（加藤多久美君）

それでは、議案第21号、平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の17ページをごらんください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出、それぞれ114億4千78万9千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと額にして12億7千675万8千円、率にいたしまして12.6パーセントの増となります。また、第2条の一時借入金は、一時借入をしなければならない事態が発生した場合の対応として、限度額を15億円と定めるものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、第1款国民健康保険税、25億757万1千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者等、それぞれの医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分としての保険税であり、前年度と比較しますと1.9パーセントの増となっております。

次に、第2款国庫支出金につきましては25億4千683万6千円を計上いたしました。前年度と比較しますと22.1パーセントの減となります。主なものは、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対する国の負担分でございます。

3款療養給付費交付金、3億7千122万9千円につきましては、退職被保険者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較しますと13.0パーセントの減となります。

4款前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、20億117万6千円を計上いたしました。前年度と比較しますと20.8パーセントの増となります。

次に、5款県支出金、6億142万3千円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金で、前年度と比較しますと21.6パーセントの減となります。

6款共同事業交付金、26億5千27万7千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。保険財政共同安定化事業の対象拡大に伴い、前年度と比較しますと144.6パーセントの増となります。

次に、7款繰入金は、一般会計及び国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入金で、7億3千996万5千円を計上いたしました。前年度と比較しますと52.7パーセントの増となります。

8款繰越金は存目計上でございます。

9款諸収入につきましては2千231万円を計上いたしました。なお、歳入の詳細につきましては、279ページから284ページに記載のとおりでございますので、後ほどご参照ください。

次に、歳出でございますが、予算書の20ページ、21ページをごらんください。

まず、1款総務費は3千834万1千円を計上いたしました。主なものでございますが、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会の負担金、保険税の賦課徴収に必要な経費などでございます。

2款保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険給付費で、65億7千137万1千円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと0.1パーセントの減となります。主なものは現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などでございます。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として15億5千82万9千円を計上いたしました。前年度と比較しますと6.0パーセントの増となります。

4款前期高齢者納付金等ですが、社会保険診療報酬支払基金への納付金の調整分として、177万7千円を計上いたしました。

次に、5款の老人保健拠出金につきましては過年度分の精算となっており、1千円の存目計上とし、その事務費分とあわせて5万1千円を計上いたしました。

6款の介護納付金は、介護保険への支援分として6億4千126万5千円を計上しました。前年度と比較しますと26.3パーセントの減となります。

7款共同事業拠出金、25億6千228万4千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしました。保険財政協働安定化事業の対象拡大に伴い、前年度と比較しますと127.7パーセントの増となります。

8款の保険事業費、5千666万8千円につきましては、特定健康診査、保健指導に係る経費及び人間ドック助成事業の経費を計上いたしました。前年度と比較しますと0.6パーセントの減となります。

次に、9款の公債費、300万円につきましては一時借入金の利子を計上しました。

10款諸支出金につきましては、過年度分の保険税過誤納還付金など1千20万3千円を計上いたしました。

11 款の予備費につきましては500万円の計上です。

なお、歳出の詳細につきましては、285ページから296ページに記載のとおりでございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第22号、平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の25ページをごらんください。

平成27年度後期高齢者医療特別会計予算は、第1条では本年度の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出、それぞれ4億3千593万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと4.8パーセントの増となります。

続きまして、26ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1 款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は均等割が、1人当たり年額3万8千700円、所得割が7.43パーセントで、試算した結果、3億2千257万1千円を計上いたしました。前年度と比較しますと6.2パーセントの増となります。

2 款繰入金、1億751万9千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金を計上いたしました。前年度と比較しますと1.2パーセントの増となります。

3 款繰越金は200万円を計上いたしました。

4 款諸収入は、存目計上であります延滞金と後期高齢者医療過年度還付金、長寿・健康増進事業補助金等の雑入として383万9千円を計上いたしました。

なお、歳入の詳細につきましては、303、304ページに記載のとおりでございます。

次に、歳出でございますが、27ページをごらんください。

まず、第1 款総務費、466万1千円につきましては、1 項総務管理費の各申請書や決定通知等の郵送に係る経費及び短期人間ドック助成として、一般管理費249万1千円と2 項徴収費の保険料の賦課、徴収に関する経費として217万円を計上いたしました。前年度と比較しますと8.7パーセントの減となります。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、4億2千876万8千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と保険料軽減分の基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと5.0パーセントの増となっております。

3 款諸支出金は、保険料の過年度分還付金及び還付加算金として150万1千円を計上いたしました。

4 款予備費は100万円を計上しております。

なお、歳出の詳細につきましては、305、306ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第23号、平成27年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の31ページをごらんください。

まず、第1条では歳入歳出予算の総額を歳入、歳出、それぞれ41億9千916万9千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと率にして9.6パーセントの増となります。第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、36ページの第2表債務負担行為によるものとしております。続きまして、32ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてでございますが、まず、第1款保険料でございますが、10億8千327万3千円の計上で、前年度と比較しますと29.0パーセントの増となっております。これは、第6期介護保険事業計画を踏まえた保険料の改定及び第1号被保険者数の増加によるものでございます。

次に、2款分担金及び負担金でございますが、前年度と比較しまして19.5パーセントの増の187万9千円の計上で、地域支援事業に係る利用者の自己負担金でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、8億1千230万2千円の計上で、前年度と比較しますと11.3パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

4款支払基金交付金でございますが、11億3千337万6千円の計上で、前年度と比較しますと4.3パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5款県支出金でございますが、6億357万5千円の計上で、前年度と比較しますと8.6パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金及び地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、6款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金の利子1千円を存目計上したものでございます。

次に、7款繰入金でございますが、5億6千367万7千円の計上で、前年度と比較しますと9.3パーセントの増となっております。これは介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金並びに低所得者介護保険料軽減による繰入金が主なものでございます。

次に、8款諸収入でございますが、8万6千円の計上でございます。

33ページに移りまして、9款の繰越金でございますが、100万円の計上をいたしました。詳細につきましては、311ページから316ページをご参照いただきたいと思います。続きまして、34ページをごらんください。

歳出予算についてご説明いたします。

まず、第1款総務費でございますが、3千673万2千円の計上で、前年度と比較しますと6.7パーセントの減となっております。これは介護保険関係のパンフレット等の購入費、介護保険料賦課徴収事務に関する経費及び介護認定審査会の報酬等が主なものでございます。

次に、2款保険給付費でございますが、40億4千151万6千円の計上で、前年度と比較しますと8.1パーセントの増となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費、36億4千214万2千円及び2項介護予防サービス

等諸費、9千729万6千円の計上につきましては、要支援・要介護認定を受けた方に係ります介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

3項の高額介護サービス等費、8千357万2千円の計上につきましては、介護サービスに係ります1割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

4項の高額医療合算介護サービス等費、1千115万5千円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、1年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項のその他諸費、305万4千円につきましては、介護報酬等審査支払手数料でございます。

6項の特定入所者介護サービス等費、2億429万7千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3款の地域支援事業費ですが、5千471万2千円の計上で、前年度と比較しますと10.4パーセントの増となっております。これについては要支援・要介護状態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び家族支援などの任意事業に要する経費でございます。

まず、1項の介護予防事業費692万8千円の計上につきましては、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の事業に要する経費でございます。

2項の包括的支援事業費・任意事業費、4千778万4千円につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス業務及びおむつ支給業務等に要する経費でございます。

次に、4款基金積立金でございますが、770万8千円の計上で、これは介護給付費準備基金への積立でございます。

次に、5款公債費でございますが、5千600万円の計上につきましては、千葉県財政安定化基金からの借り入れに伴う償還金を計上したものでございます。

次に、6款諸支出金でございますが、150万1千円の計上で、第1号被保険者の保険料還付金等でございます。

次に、35ページの7款予備費でございますが、前年度と同額の100万円の計上をしたものでございます。

詳細につきましては、317ページから327ページをご参照していただきたいと思います。

以上で、平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算、同じく八街市後期高齢者医療特別会計予算、同じく八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○建設部長（武井義行君）

議案第24号、平成27年度八街市下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたしま

す。

予算書の39ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出、それぞれ10億5千598万9千円に定めようとするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。なお、前年度と比較いたしますと4億5千740万3千円、率にして30.2パーセントの減となっております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、42ページの第2表地方債によるものとしております。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算をごらん願います。

最初に、歳入についてでございます。第1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金として430万9千円を計上しており、前年度と比較しますと7万6千円、1.7パーセントの減となっております。

2款使用料及び手数料につきましては2億4千110万2千円の計上で、前年度と比較しますと138万3千円、0.6パーセントの減となっております。このうちの1項下水道使用料につきましては2億4千102万7千円の計上で、前年度と比較して134万8千円、0.6パーセントの減、2項手数料につきましては7万5千円の計上で、前年度と比較して3万5千円、31.8パーセントの減となっております。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金として、1億3千750万円を計上しており、前年度と比較しますと2億300万円、59.6パーセントの減となっております。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備工事の減額に伴うものであります。

4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金として、2億7千491万4千円を計上しており、前年度と比較しますと1千364万9千円、5.2パーセントの増となっております。

5款繰越金につきましては、1項繰越金として、前年度と同額の500万円を計上しております。

6款諸収入につきましては、776万4千円の計上で、前年度と比較しますと1億2千439万3千円、94.1パーセントの減となっております。このうちの1項延滞金加算金及び過料につきましては前年度と同額であります。2項雑入につきましては、大池第三雨水幹線整備事業負担金の減に伴い、一般会計負担金が大幅な減となっております。

7款市債につきましては3億8千540万円を計上しており、前年度と比較しますと1億4千220万円、27.0パーセントの減となっております。

続きまして、歳出についてでございます。

1 款下水道事業費につきましては6億3千601万2千円の計上で、前年度と比較しますと4億5千928万4千円、41.9パーセントの減となっており、大池第三雨水幹線整備事業費の減に伴います公共下水道雨水事業費の減が主なものとなっております。このうちの1項総務管理費につきましては1億9千451万円の計上で、前年度と比較しますと2千334万円、13.6パーセントの増、2項下水道建設費につきましては4億4千150万2千円の計上で、前年度と比較しますと4億8千262万4千円、52.2パーセントの減となっております。

2 款公債費につきましては4億1千897万7千円の計上で、前年度と比較しますと188万1千円、0.5パーセントの増となっております。

3 款予備費につきましては、1項予備費として、前年度と同額の100万円を計上しております。

続きまして、42ページ、第2表地方債をごらん願います。

起債の目的及び限度額につきましては、公共下水道事業2億3千50万円、流域下水道事業320万円、下水道事業特別措置分2千910万円、下水道事業資本費平準化債1億2千260万円と定め、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率につきましては5.0パーセント以内、償還の方法につきましては、政府資金による場合についてはその融資条件により、銀行その他による場合についてはその債権者と協定するものによるものとしております。なお、詳細につきましては、331ページ以降記載の八街市下水道事業特別会計予算に関する説明をご参照いただきたいと思います。

以上で、平成27年度八街市下水道事業特別会計当初予算の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

議案第25号、平成27年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年度末の給水件数を1万4千536戸、年間総配水量を428万8千458立方メートル、一日平均配水量を1万1千717立方メートルと見込むものでございます。また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出ですが、予算書の5ページ、平成27年度八街市水道事業会計予算実施計画書をごらんください。

初めに、収益的収入及び支出ですが、収入、第1款水道事業収益は11億56万5千円で、前年度と比較しますと2千948万2千円、率で2.6パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項営業収益は8億7千922万2千円で、前年度と比較しますと2千402万2千円、率で2.7パーセントの減です。その主なものは、第1目給水収益です。

次に、2項営業外収益は2億2千134万3千円で、前年度と比較しますと546万円で、

率といたしますと2.4パーセントの減です。その主なものは、第2目他会計補助金、第3目補助金、第4目給水申込金、5目長期前受金戻入です。

引き続きまして、支出、第1款水道事業費用は10億9千887万1千円で、前年度と比較しますと2千896万5千円、率で2.6パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項営業費用は10億2千234万2千円で、前年度と比較しますと1千436万4千円、率で1.4パーセントの減です。その主なものは、第1目原水及び浄水費、第2目配水及び給水費、第4目総係費、第5目減価償却費です。

次に、第2項営業外費用は7千552万9千円で、前年度と比較しますと806万3千円、率で9.6パーセントの減です。その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費です。

次に、第4項予備費は100万円で、前年度と同額を計上するものでございます。

予算書の6ページをごらんください。

引き続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款資本的収入は1億3千77万4千円で、前年度と比較しますと83万7千円、率で0.6パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項企業債は8千30万円で、前年度と比較しますと722万円、率で9.9パーセントの増でございます。これは、管路近代化事業に係る企業債費です。

次に、第2項出資金は3千74万6千円で、前年度と比較しますと1千109万円、率で26.5パーセントの減です。これは、管路耐震化事業及び広域化対策等の出資金でございます。

次に、第3項工事負担金は1千972万8千円で、前年度と比較しますと303万3千円で、率といたしまして18.2パーセントの増でございます。これは、消火栓の負担金です。

続きまして、支出、第1款資本的支出は4億1千600万4千円で、前年度と比較しますと1千463万7千円、率で3.6パーセントの増となっております。この内訳ですが、第1項建設改良費は1億5千946万1千円で、前年度と比較しますと1千151万1千円、率で7.8パーセントの増です。その主なものは、第2目施設費です。

次に、第2項企業債償還金は2億5千654万3千円で、前年度と比較しますと312万6千円、率で1.2パーセントの増です。これは、企業債元金の償還金です。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条の括弧書きは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を過年度分損益勘定留保資金等、2億8千523万円で補填するものです。

予算書の2ページをお開きください。

第5条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、平成27年度実施する管路近代化事業に係る企業債について定めるものでございます。

次に、第6条予定支出の各項の経費の額の流用ですが、これは流用することができる場合を、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合と定めるものでございます。

次に、第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは職員の

給与7千612万3千円を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものでございます。

次に、第8条他会計からの補助金ですが、これは営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく水道広域化対策等に要する経費などを補助金として受け入れる額を7千128万円と定めるものでございます。

次に、第9条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を1千384万4千円と定めるものでございます。

なお、八街市水道事業会計予算に係る説明資料として、7ページ以降に、八街市水道事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業会計 予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書が掲載されておりますのでご参照ください。

以上で、議案第25号、平成27年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日、21日から24日までの4日間を議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

21日から24日の4日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。本日の会議はこれで終了します。

2月25日は午前10時から本会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

3月3日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は26日、午後1時までに通告書を提出するようお願いします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時05分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 発議案の上程
発議案第1号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 議案の上程
諮問第1号
議案第1号から議案第31号
提案理由の説明
諮問第1号、採決
5. 休会の件

-
- 発議案第1号 八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定について
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第1号 八街市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第3号 八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第4号 八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について
議案第6号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定について
議案第8号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 平成26年度八街市一般会計補正予算について

- 議案第15号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第17号 平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成26年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第20号 平成27年度八街市一般会計予算について
- 議案第21号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 平成27年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 平成27年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成27年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第26号 印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第27号 印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第28号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第31号 八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について